# 第21回 大分市自治基本条例検討委員会 議事録

日 時 平成23年6月8日(水) 10:00~12:10

場所 コンパルホール 3階 多目的ホール

## 出席者

## 【委員】

宇野 稔、島岡 成治、秦 政博、衞本 敏廣、松尾 直美、小原 美穂、園田 敦子、 川辺 正行、中村 喜枝子、葛西 満里子、永岡 昭代、古岡 孝信、竹本 和彦、 近藤 忠志、後藤 成晶、廣次 忠彦、日小田 良二、安部 剛祐、野尻 哲雄、 永松 弘基、井手口 良一、徳丸 修、泥谷 郁、神矢 壽久、仲摩 延治、 皆見 喜一郎、入田 光の各委員(計27名)

### 【事務局】

企画部次長兼企画課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邉 信司、同主幹 姫野 正浩、同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、同主査 阿部 美剛、同主任 森田 俊介(計7名)

## 【プロジェクトチーム】

(企画部次長兼企画課長玉衛隆見)、(同主幹渡邉信司)、人事課主査 幸野 勝 (統括者·副統括者除〈計1名)

### 【オブザーバー】

総務課参事兼法制室長 伊藤 英樹、同主査 佐藤 明、同主査 山口 大介、同主任 大城 存、同主任 島谷 幸恵、同主事 山崎 敏生(計6名)

### 【傍聴者】

なし

### 次 第

- 1. 開 会
- 2.委員長あいさつ
- 3.議事
- (1)市民意見交換会等の意見に係る考え方について (第3回部会代表者会議で整理を行った論点について)
- (2)その他

# <第21回 大分市自治基本条例検討委員会>

事務局

それでは、定刻になりましたので、ただ今から第21回大分市自治基本条例検討委員会を開会いたします。検討委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

ここで、検討委員の変更について、ご報告がございます。本年4月1日付け及び5月16日付け人事異動により、市の職員の委員が3名変更となっておりますので、ここで自己紹介をしていただきたいと思います。

まず、委員、お願いします。

委員

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

委員、お願いします。

委員

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

委員、お願いします。

委員

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。それでは、早速会議の方に入って行きたいと 思います。前回の検討委員会におきまして、市民意見交換会等でいただい たご意見の確認をしていただいた後に、今後の進め方として、論点を絞っ て一つひとつ議論を行うために部会代表者会議を開催し、論点の整理を行 い、それについて全体会で検討を行うということで、委員の皆様方にご了 解をいただいたところです。

それを受けまして、5月13日(金)に部会代表者会議を開催させていただき、論点の整理を行っていただきました。本日の検討委員会では、整理を行った論点及び考え方について、ご討議いただければと思います。

それでは、委員長さんにごあいさつをいただき、引き続いて議事の進行 をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

委員長

皆様方、改めましてお早うございます。大変皆様方お忙しい中、万障繰り合わせていただきまして、今日の会議に出席をいただきまして、誠にありがとうございます。今、事務局の方からご報告がございましたように、今日は論点整理を部会長会議でたたき台としてさせていただいております。それを踏まえて一つひとつ議論を詰めていくことができればと思っているところでございます。全体として、1時間半ぐらいの時間で議論ができれば幸いかなと思っているところでございます。ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

それでは、討議にこれから入ってまいりますが、本日は先程事務局から ご説明がありましたように、事前に資料を配布させていただいておりま す。その資料を基に、「資料1」から「資料5」までを参考にしながら、 論点の確認と考え方についての整理を行ってまいりたいと思います。 そこで、全体的な説明を事務局の方からお願いしたいと思いますが、よ ろしいでしょうか、お願いいたします。

### 事務局

はい、それでは説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。 座って説明をさせていただきます。

まず、お手元資料の「(仮称)大分市まちづくり自治基本条例(素案)の論点について」をご覧下さい。先般開催いたしました部会代表者会議におきまして、論点の整理ということで7つの項目について検討をしていただきました。赤字につきましては、部会代表者会議での結果となっています。詳細な説明は、このあと順番に説明させていただきますが、初めに7つの項目について簡単にご説明いたします。

まず、「1.『自治』と『まちづくり』について」ということで、これにつきましては、4月20日に理念部会で検討をいただきまして、「目的、基本理念、基本原則」について、若干の修正を行っております。「資料1」の「目的並びに基本理念及び基本原則の調整案について」になります。部会代表者会議での意見としては、「これで全体会に諮ってよいが、『まちづくり』について共通理解を得た上で、逐条解説等で定義付けを行うかどうか、ということについて議論を行う。」ということでございます。

次に、「前文」についてですが、これにつきましても4月20日に理念部会で検討をいただきまして、前文の経緯等を詳細に説明するということになっております。「資料2」の、「理念部会における前文の検討経緯」になります。部会代表者会議での意見としては、「理念部会での検討経過を踏まえた上で、再度全体会で意見交換を行う。」ということでございます。

次に、「2.『人権の尊重』について」ということで、これは市の人権・同和教育課から出された意見です。「資料3」の「人権の尊重について」になります。部会代表者会議での意見としては、「『第31条 多様な文化の尊重等』で取り扱うのは場面が違う。したがって、第5条の中で『人として』若しくは『人間として』という表現で再整理をして、全体会に諮る。」ということでございます。

次に、「3.委員からの提案事項について」ということで、委員から出されました内容でございます。「資料4」になります。「条例の目指す方向」、「前文について」「都市内分権について」ですが、部会代表者会議での意見としては、「~ について、全体会で議論する場面を設ける。」ということでございます。

次に、「4.条例の名称について」です。これについての資料はございませんが、市民意見交換会やパブリックコメント等で意見をいただいております。部会代表者会議での意見としては、「『(仮称)大分市まちづくり自治基本条例』という名称を議論のベースとして、全体会で検討する。」ということでございます。

次に、「5.市民への広報について(市民意見交換会、シンポジウムなど)」ということで、「資料5」になります。これにつきましては、市報での掲載、市民意見交換会、パブリックコメント、シンポジウム等を考えて

おります。部会代表者会議での意見としては、「この案で全体会に諮る。」 ということでございます。

次に、「6.第7条のタイトル『議会の基本的役割等』を『議会の基本 的役割と責務』にすることについて」ですが、条例(素案)において、議 会についてのみ「責務」という言葉がないという意見が市民意見交換会等 で出されております。部会代表者会議での意見としては、「議会選出の委 員さんにお願いする。」ということでございます。

次に、「7.その他」として、「スケジュール(平成23年度中の制定を目指す)と「逐条解説の作成(事務局で作業を進める。)」ということで、部会代表者会議での意見としては、特にありませんでした。

以上が、先般の部会代表者会議で検討をいただいた論点とその結果でございます。本日の検討委員会につきましては、まず「1.『自治』と『まちづくり』」について、と「2.人権の尊重」について検討をいただきたいと思います。その後、時間の許す限り「4.条例の名称について」から検討をいただいて、「3.委員からの提案事項について」は次回の議題にしていただければと思います。なお、「3.委員からの提案事項について」の「前文について」という項目がありますが、それについては本日一緒に検討をいただければと思います。

それでは、項目ごとに説明をしてまいります。まず、「1.『自治』と『まちづくり』」についてです。事務局が説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

### 事務局

それでは、「資料 1」の説明をさせていただきます。この資料は、4月20日に実施した理念部会での議論の際に用いたものでございます。3月29日の全体会で、副委員長より、大分市の条例案につきまして、「目的」から「基本理念」、「基本原則」につながる部分について、分かりづらいというようなご意見が出されました。理念部会といたしましても、その関係性を一度整理するべきということで、この資料を作ったところでございます。

まず、「目的」をご覧いただきたいと思います。現行の「目的」の調整案でございますが、「基本理念」という言葉と「まちづくり」という言葉を赤で書き入れているのがお分かりいただけることと思います。「目的」を考える際に、現行の「目的」案の中には「自治の基本理念」が無く、「基本原則」のみがあるという部分が、「目的」から後の第3条の「基本理念」、第4条の「基本原則」にスムーズに流れない要因となっているのではないかと思われましたので、調整案では、赤書きの「基本理念」を記載してみました。

二点目の調整として、現行案では「市民、議会及び市長等の役割、行政 運営の方法、市民参画その他の自治の基本となる事項を定めることによ り」というフレーズがありますが、ここ自体は間違ったことを述べている 訳ではないというふうに受け止めておりますが、「自治の基本となる事項」 という部分が若干硬い言葉であること、また、第3条、4条で出てくる「ま ちづくり」という言葉が「目的」には全く謳われていないことにより、後 段への連続性を感じづらいことになったのではないかと考えてみました ので、調整案では、あえてここを「まちづくり」という言葉に置き換えて みました。

これによりまして、「目的」の中で、「市民主権による『まちづくり』を行いながら、最終的には市民主体による自治の実現を図る」という流れができたと、また、第3条と第4条にスムーズに流れるような整合性が図られるのではないかと考えました。

次に、「基本理念」ですが、「目的」を今、ご説明したように修正したことから、「基本理念」への連続性が生まれたと思いますので、分かりづらさもなくなったと考えましたことから、現行のままとしております。

次に、「基本原則」ですが、先程の「目的」の修正により、「基本原則」と「目的」のつながりが出たというふうに受け止めましたので、第1項の「次に掲げる事項を基本原則として自治を進めるものとする」という部分に若干の分かりづらさがまだあると思われることから、ここは「次に掲げる事項を自治の基本原則としてまちづくりを行うものとする」と修正し、「目的」と連動性を持たせたところです。

このような調整をいたしましたことから、第1条の「目的」から第3条「基本理念」、第4条「基本原則」までの流れがよくなり、分かりづらさが軽減されたと考えております。「資料1」の説明については以上でございます。

### 委員長

ありがとうございました。それでは、最初にですね、この「資料1」についてご議論をいただく前に今日の議論の筋道でございますが、先程部会長会議でまとめていった内容につきまして、そのテーマに沿って議論をしていただくのですけれど、そのテーマの中で今日はここを中心にという話がございました。1と2を中心に議論をしていただければと。それから3については、次回に回していくということでいかがでしょうかということ。そして、時間があれば残りの4から7についても事務局の説明を受け、さらにご意見をいただくということでやっていこうかという提案がございました。そういうことで、まず大きな括りとしてよろしいでしょうか、そういう段取りで。特にご異論はないでしょうかね。はい、それではそういう方向で進めさせていただきます。そして、具体的なテーマに戻ってまいります。

1 でございます。今、理念部会担当の事務局からご説明がございました。 資料は委員の皆様方のお手元にあろうかと思いますが、この調整案につい ていかがであろうかということで、ご意見を賜りたいと思います。よろし くお願いいたします。

### 委員

大分市市民憲章というものがあるのですね。この市民憲章との整合性がきちんと取れているのか。この自治基本条例ができれば、市民憲章の取り扱いはどうなるのか。その辺の議論はなされているのかどうか、最初からこの委員会に参加している訳ではありませんので、委員になる前に市民憲章に触れたのかどうか、お伺いしたいと思います。

### 委員長

市民憲章と今私共が目指しているまちづくり自治基本条例の整合性については、私の記憶では議論したことがございません。委員さん、何か議論されたことはございますか。

委員

全く組織だった議論はないです。ですから、あくまでもこの基本条例として考えていっているということなので、何かそこで違和感があるような部分がありましたら、ご指摘いただけるとありがたいと思います。

委員長

はい、どうぞ。

委員

何故私がこの質問をするかといいますと、何年か前に自治基本条例についての質問を本会議でなされたかと思うのですが、私の勘違いかも分かりませんけれども、その時に、当時の企画部長の答弁は、市民憲章があるのでその辺のところを検討しながらということで、直に自治基本条例が必要ないという捉えた方によっては否定的に捉えられるような答弁をされているかと思うのですが、事務局、その辺はどうですか。私の勘違いであるのなら、それはそれでよいのですが。

委員長

事務局、お答えできればよろしくお願いします。

事務局

今、委員さんからのご指摘でございますけれども、過去の答弁の中に「法律や地方公共団体の条例、基本構想、市民憲章等に規定されているものがあると、ですから、そういうふうな必要性がないといった課題もあるようでございます。」というふうな答弁をさせていただいてですね、「引き続き自治基本条例の制定につきましては、検討をさせていただきたい。」というふうなお答えをさせていただいているところです。

その後に、色々な検討をさせていただいたところでございますが、ご案内のように市民憲章は数箇条にまたがるものでありまして、その内容を見てみますと、いずれも今日私共が今検討をしています「(仮称)大分市まちづくり基本条例」の内容と相容れないというものは全くないというふうに考えておりますし、今、検討しております条例につきましては、より詳しく全体像が分かるような形で記されているのではないかと思います。

したがいまして、市民憲章と現在検討をしております「(仮称)大分市まちづくり自治基本条例」の齟齬は全くないのではないかと考えておりまして、双方存在すること自体につきましても全く支障はないのではないか、というふうに事務局としては考えているところでございます。以上でございます。

委員長

はい、ありがとうございました。それでは、委員さん。

委員

誤解があっても悪いので、事実経過だけをここで申し上げたいというふうに思うのですが、この場でこういう議論をしたことはありません。議会の中で随分昔ですけれども、自治基本条例の制定についてということで質

問したことはあります。それに対して、企画の方からの答弁として「大分市には市民憲章があるので、時期尚早である。自治基本条例は今のところ考えておりません。」というのが企画部長の答弁だったというふうに記憶しております。そのことを議会の中での議論として行った経過はありますが、この場ではないということであります。今、事務局が言いましたように、市民憲章とこの自治基本条例の整合性は取れているというふうに思っていますので、その辺は別に問題はないという認識で今日まで私自身はきております。以上です。

委員長

どうもありがとうございました。いかがでございましょうか。委員の皆様方全員が市民憲章の内容を十分にご認識されてですね、整合性があるという結論に座長として至りたい訳ですが、今直ぐに用意できますか、市民憲章、簡単なものですかね、直ぐにコピーが取れますかね。

事務局

すみません、手元にありませんけれども、例規集の中にありますので若 干のお時間をいただければご準備できると思うのですが。

委員長

はい、できたら皆さん目にしていただいて、内容を比較していただいて、相互に何の矛盾もないなということをご確認いただけると、ステップを踏むのに次回に回すことより、今日やっていた方がよいのかなという感じがしますので、ではちょっとその点につきまして、資料の準備ができるまで時間が掛かるようですから、委員さんがおっしゃった問題提起はちょっとペンディングという状態でよろしいでしょうかね。

はい、その他ご意見を賜りたいと思いますがいかがでしょうか。副委員 長いかがでしょうか。

副委員長

私は部会長会議の決定に賛成しておりますので、この微調整案で十分であろうかと思っております。

委員長

ありがとうございます。委員さん、どうぞ。

委員

調整案はこれでよいというふうに思います。部会が違ったものですから、今更こういうところで発言するのもどうかなという気がするのですが、できれば委員長あれですかね、逐条解説とか後にまた議論をすると思うのですが、その時の参考にですね、少し気になる部分があるので言わせていただければと思います。

委員長

どうぞ。

委員

「基本原則」の最後ですけれど、「協働の原則」というところなのですが、ここに「市民、議会及び市長等が、協働によりまちづくりに取り組むこと。」とこういう表現になっています。読めば、ああなるほどなあというふうに理解できると思うのですけれども、よくよく深く考えていけばで

すね、「市長」、「議会」ともに代表権を持っています。ところが、「市民」はその権限を持っておりません。対等の立場で本当に協働のまちづくりができるのかどうなのか、というところを考えた時に若干疑問を持たざるをえないというふうに思うものですから、できればこれは解釈がいるのかなというふうに思うので、逐条解説等の時に是非たたき台にしていただければというふうに思っております。以上です。

委員長

はい、ありがとうございました。今日の論点整理の中の後の方でちょっ とご説明をさせていただくことになるのかなというところがございまし て、皆様方のお手元の論点整理の7番ですね、先程事務局からご説明をい ただきました「その他」のところで「」に「逐条解説の作成」というこ とがございます。これは、後でご提案申し上げることなのですが、この条 例だけではまだまだ解釈の余地があったり、解釈の必要性があったりとい う部分が沢山ございますので、そのための逐条解説をワンセットにしてい くことが必要かなと私個人は思っている訳です。そういうことのお諮りも したいと思うのですけれど、今、委員さんのおっしゃったこと、そういう ことが皆様方にお認めいただきましたら、逐条解説の中で取り入れていき たいというふうに思っております。そして、逐条解説も最終的には、この 全体会議でご承認をいただくということを個人的に考えております。そう いったことも必要に応じて皆さん方に議論いただきたいと思っている次 第でございます。今の委員さんがおっしゃったこと、一つ今後の逐条解説 の中で議論を反映させていただくことになろうかと思います。よろしゅう ございましょうか、そういうことで。

全委員はい。

委員長

はい、その他ございませんでしょうか。特にご異論がないようでございますので、一応市民憲章の問題はおいておきまして、調整案につきましては特にご異論がなかったということでまとめさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

全委員はい。

委員長

はい、ありがとうございました。それでは、1点だけ後回しということで、時間の節約の関係で次にまいりたいと思います。事務局、前文のご説明をいただきたいと思います。

事務局

それでは、前文のフロー図についてご説明いたします。当初より、本検討委員会の各部会につきましては、議論を行った都度、事務局でその議論の内容を整理いたしまして、皆さんにお示ししてまいりましたので、委員の皆様におかれましては、それぞれの部会でどのような議論がなされてきたか、概ねご理解をいただいているものと捉えておりましたが、理念部会以外の委員さん方の前文に対するご意見をお聞きしますと、必ずしも理念

部会での前文に係る議論の内容が伝わりきれていないのではないかと思われましたので、内容をフロー図にしてまいりました。では、このフロー図に沿って議論の経緯をご説明いたします。

まず、理念部会では、前文を検討するにあたりまして、参考となる定型 的なパターンがないかということで、他都市の条例を検証いたしました。

結果といたしましては、「故郷を誇りにする気持ち」や「条例を作っていくという決意」というような項目的な類似点を見出すことはできましたが、やはり自治体毎にその内容はバラバラで、定型的な文章はなかったということで、6人の部会員がそれぞれ試案を持ち寄り議論することといたしました。

この時に、むやみに文章を作っても全くバラバラなものしかできないということから、基本的なコンセプトとして「前文を見た人が、大分市やこの条例に興味を持ってくれるようなものにしよう」というものを最低限のベースといたしました。

また、このコンセプトの議論の中で、「前文は、言わば本の帯のようなものであり、この条例本体が本ということで、市民を条例に引き込むための条例の導入部としたい」というご意見があり、その考えの下、条例を作る目的や理念、原則等は条例本体に謳い、前文はそこにつなげていくという整理をしておりますので、現在のところ、前文と目的から下の条例については、オーバーラップしないようなものとなっております。

次に、第1回目の各委員の試案を基にした議論の際に、フロー図の左側の中段の四角内にありますような意見が出され、これにより、左側の下段の青枠にありますように、前文を4つの基本的なスタイルで作るというコンセンサスが醸成されました。

1番は文章を簡潔に短く、2番は市民が作る条例であるということから、主語は「わたしたち大分市民」、3番目として中学生が理解できるような文章、

そして、第1段落は「大分市民のふるさと大分市への想い」、「大分市の優れた点」、「ふるさと大分市を未来へとつなげていく」、「市民が条例を作るという決意」、というスタイルで考えるというコンセンサスであります。

これを基に、さらに各委員が試案を作り直したときの意見を右側上段の 四角に抜粋しております。

なお、色分けをしているのは、基本スタイルに基づき、意見を整理したという意味合いであり、現在案と比較していただきますとお分かりになりますように、どのような意見が要素として集約されていったのか、というのがイメージしていただけるのではないかと思います。

今まで、全体会の中でも多くの委員さんから前文に対する意見が出されてきておりますが、理念部会の中では、右側上段の意見に近いものが多かったのではないか、という印象を持っているというところだと思います。

ただ、対案をお示しいただいた委員さんの案の中からは、「次世代に引き継ぐというところが弱い」であるとか、「市民がこの条例を作るという誓いという部分が弱い」というご指摘等がありましたので、そういったところのフレーズ等を取り入れるといった取り組みはしております。

この前文の設計図ともいえるフロー図を基に、全委員さんで前文に何が必要か、どのような表現をすればより良いものになっていくのか、というようなご議論をいただければと考えております。説明につきましては、以上でございます。

## 委員長

はい、ありがとうございました。事務局、大変申し訳ないのですけれど、 条文案をちょっと読み上げていただけますかね。

## 事務局

はい。「わたしたち大分市民は、緑豊かな山々、豊饒の海である豊後水道と別府湾、清らかで水量豊富な大分川と大野川を持つ、この美しく住みよいまち大分市を愛しています。

大分市は古くは豊後の国の国府が置かれた歴史と文化の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展を続ける東九州の中心都市です。

わたしたちは十六世紀に国際交流都市を築いた先人の偉業を誇りとし、 わたしたち一人ひとりの生きた証が、このまちの輝かしい未来につながる ことを信じています。

わたしたち大分市民は、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継いでいくことを誓い、そのための道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範である(仮称)大分市まちづくり自治基本条例を制定します。」となっております。

### 委員長

ありがとうございました。現状の前文案を読み上げていただきました。そこで、今日の議論は理念部会において、このような前文案をお作りになるに至った議論の経過をご紹介いただきまして、作業の全貌をご認識いただけたかと思います。そういったことを踏まえて、さらにこの前文につきまして、どういうふうに我々が確定的なものを作っていくかということのご意見ですね、大体これでよろしいのではないかとか、いやもう一度考え直すべきところが多々あるというようなご意見もあるかも知れません。そこのところを今日は存分に出していただきまして、一定の方向性が定まることを座長としては願うところでございます。よろしくお願いいたします。はい、委員さん。

## 委員

前からずっと意見を言ってきましたので、繰り返しになるかと思うのですが、論点整理の3番目に前文ということで入れていますので、この機会に意見を言わせていただければというふうに思っています。

2点ほどあるのですが、1つは部会で議論されている、これは結構なことだと思います。ただし、議論の方法、仕方についてですね、今から条例を作っていこうという時に、既に部会で議論を始めたというところの仕方について、若干疑問があるのではないかなというふうに思います。というのも、どういうものを作るか分からないのに、先に前文ができるというのに、少し進め方について、やり方等について、これはおかしいのではないかなというふうに意見を申し上げたのが1点であります。

それから、2点目ですが、やはり条文ができあがった段階で、各委員さ

んの思い、市民意見交換会で出てきた市民の皆さんの意見、これらがやはり反映されるものでなければいけない、というのが前文ではないかなというふうに思っております。ここに書かれている、理念部会の方で作られた前文について、表現や文章的にも大変素晴らしいというふうに私自身は思っております。ただ、条例の趣旨からした時に、いわゆるこの条例を作って大分市がこれからどういう方向に向かうのかということを考えれば、さらなる住民自治の確立を目指すためにですね、市民から信託を受けた私共が、いわゆる行政、議会等ですけれども、それに対して応えていく義務があるのではないかなというふうに思っております。

ですから、それ以外の色々な表現を使うのも返ってややこしくなるというふうに思っていますので、色々な言い回しや規定のあり方というのは、なるべく避けた方がよいのではないか。ストレートに私達の思い、住民自治に対する市民の皆さんに対する信託を受けている訳ですから、そのことに対するものを前文の中に織り込んで、シンプルに表現した方がよいのではないかな。

この2点をこれまでも話をしてきたかと思うのですけれど、できれば私の意見とすれば全ての条文ができあがった段階で、もしまた議論がしにくいのであれば希望者でもどなたでも結構なのですが、前文の案を皆さんで作って持ち寄って今できあがっている前文の部分と、また議論をしてもよいのかなというふうに思っていますので、時間的な制約があるかと思いますけれども、是非そういう形態を取っていただければ、私としては希望的な言い方で申し訳ないのですが、お願いをしたいとこのように考えています。

委員長

はい、どうも。2点ほどご意見をいただいております。それにつきまして、皆さん方からいただければと思いますが、いかがでしょうか。はい。

委員

2つ目の方の話については中身に関するご意見ですので、あまり問題はないのですが、初めにおっしゃった方の話です。これまで、我々はこの委員会の委嘱に基づいて、前文について部会で話し合いをしてきました。3年も経って、この段階で全ての条文ができあがってゼロから出発せよ、というのはですね、まず総会の委嘱が何だったのかということが一つありますし、一方で我々6人のこの3年間やってきた作業を全否定されることに近い話になります。この2つについて考えれば、我々としては到底承服しかねます。中身について論議することは勿論ですが、今までの我々の作業そのものを否定されることは大変心外です。

委員長

どうぞご活発なご意見をお出し下さい。はい、どうぞ。

委員

委員さんの言う漠然と何ができあがるのか分からない中で前文を掲げるのは、というふうな発言と私は受け取ったのですが、ただこの自治基本条例を作るという段階の時にこういうものを盛り込んで行きたい、こういう形で市民が主権となるものを作っていこうということで、大筋は決まっ

ていたのではないかなと思います。その中で、それを市民にコンパクトに伝えていくための前文ということで、理念部会が前文を作ってきたと思いますので、中身が何かもう少し手直しするものがあるのであれば、どうだろうかということはよいと思うのですが、作業の段階について、今、この時期でそういうふうなことを言うのは確かにちょっとって思いますし、作業の段階を踏まえた中で細分化していって、こういう形の自治基本条例を作っていくので、それに基づいて市民に訴える前文をということで取り組んできたことなので、やり方は間違っていなかったのではないかなというふうに思います。

委員長

はい、どうも。他にございますか。

副委員長

前文についてですけれども、たたき台としてこのように出されてきたというのは一応評価されるべきものと思っていますし、このたたき台の中でどうしていくかが今後の議題になっていると思いますので、私としては自治基本条例の目指すところというのは何かという部分が欲しいなと。いわゆる大分市のまちづくりについて、どういう大分市をつくっていくのか、人々のソフトの部分として、どういう思いで大分市をつくっていくか支えていくか、市民一人ひとりが助け合って支えあってよりよいまちにしていく、住みやすいまちにしていく環境にしていくという思いの部分、そういう思いでこの条例を作ったという部分が欲しいな、というのを一つ感じているところでございます。

委員長

はい、論点が今2つございますので、議論の仕方についてご異論が出ているのが第1点でございます。それにつきまして、もう少しご意見を賜ればと思いますが、いかがでしょうか。はい、委員さん。

委員

今、お話のありましたどういう市民を育て、その市民がどういうまちづくりをやっていくか、というところの方向というか目指すところを明確にして欲しい、という委員のお話は全く私と同じ考え方でやっておりまして、やはり市民が主体になるということ、市民の心が非常に燃えるということ、そういうことはこの条例を支える基盤として非常に重要なポイントだと私は思っています。

ですから、できるだけ短い文章であっても、中身の濃いそういう思いを最初に述べるというのが前文の役割かなというふうに思っておりまして、それをどうやって盛り上げるか、それに歴史の話も一部出てきますし、自然の話も一部出てきますし、協働のまちづくりが順調に伸びるようにそういう思いを込めて作ったつもりです。いくらそういう思いで作ったにしても、それは市民が読んでくれないと話にならない。どうやって読んでもらって共感してもらって、一緒にやろうという気になってくれるかというところを、何とかまず前文の最初のところで読み取ってもらいたい。そういうような思いで前文を作ったつもりです。

ですから、そういうものは読んでくれなければ困る訳で、そういう難し

いことはなるべく入れたくない。それから、ああそうか分かったと言ってもらうためには、そんなに長ったらしくぐだぐだと書く訳にもいかない。それから、やはり行政と議会と市民がある訳ですけれども、やはり市民が主役であるという意識を市民が持てるようにしていかなければならない。そういう思いを込めたもので、文章としては舌足らずかも知れないけれども、その思いを何とか皆さんに理解していただいて、この文章の悪いところはどんどん直していただきたい。そういうふうに希望するものでございます。以上です。

### 委員長

ありがとうございました。まず、論点の1の方ですが、私座長としましてですね、理念部会で前文を作っていただくということは、全ての条文ができあがった後に作っていただくという認識は、私は最初から全く持っておりませんで、理念部会で前文も他の部会が各具体的な条例案に向けて議論する過程で、理念部会で前文を作っていただくということの全体会議における理解を得られているということで、私は進めてまいったつもりです。

ですから、前文を作ることについては時期尚早であるという認識を私は持っておりませんでした。ただし、それが全員の確認を取った作業の手順を踏んだかと言われると、そういう作業の手順は踏んでおりませんが、大方の委員の皆様方のご了解が得られているというふうに考えてまいった訳でございます。

そして、それが間違いであったとしても今日の全体像が見えてきまして、この段階では前文を作らないと、何時まで経ってもエンドレスになってしまうという状況でございますので、議論の仕方についての見解の相違はあったとしても、今日においてはそこの部分は全体会議の皆様方のご判断をいただきたいのです。私は治癒されていない問題はなかった、というふうに今日の段階でご確認をいただければありがたいのでございます。

もう一度元に戻すというのは、物理的にあまりにも厳しいので、既成事 実として私達はこれまで議論を積み重ねてきたということ等を総合的に 勘案しまして、論点の1については今日において、たとえ問題があったと しても治癒されているということでご認識、ご了解いただければと思いま す。

理念部会としてはもっとはっきり言えと、問題はないということかと思いますが、やはり委員さんも私の記憶では過去に何度か提言をされております。そういうことも踏まえて、いかがでございましょうか。今日においては、論点1については治癒されたということで委員いかがでしょうか、ご納得いただけますか。

### 委員

はい。

### 委員長

すみません。委員が過去におっしゃったことについて、私はきちんと記憶しております。そういうことで、今議論の出発点に立てるところでございますので、次は論点の2に移らせていただきたいと思いますが、よろし

いでしょうか。

はい、それでは論点の2については内容でございます。内容につきましては、理念部会の本当にご苦労がありましてですね、今日文言として出てきて、膨大な時間がかかっている。その文言には示されなかった思いというものを委員さんから語っていただきました。

そういうことで、今日ここに至っている訳ですが、今後の前文の議論につきましてはですね、委員の皆様方からこの部分をこういうふうにしたらどうだろうかというご提言があることは十分予想される訳ですね。内容をより一層よくするためには、こうした方がよい、ああした方がよいと。その時のご提言がですね、できるだけ具体的にここの文章表現はこういうふうにした方がもっとよくなるのではないでしょうか、というようなご提言をいただくと理念部会としても対応しやすいのではなかろうか。極めて抽象的にこうした方がよい、ああした方がよいと言っても、なかなか具体的な言葉として展開しにくい部分がございますので、具体的な提言をいただければと思うのですが。

理念部会として、そういう提言が今後エンドレスでいかないように、できるだけ期間を切らせていただいて、委員の皆様におっしゃっていただきたいと座長としては思うのですが、その受け入れは可能でしょうか。

委員

資料2の左側の一番下の青い部分ですが、4つの段落という形で表現をしております。この4つの要素を入れるというところについて、先程何故入れなければいけないか、という考え方については委員からお話をしていただきましたが、検討の結果、この4つの要素は絶対に入れましょうという結論に達しています。

ですから、ここで論議される時には、まずこの要素は要らない、或いは 別のこの要素が欲しいというような形からまず入っていただいて、細かい 文章の表現ということに関しましては、また我々が持ち帰って話をすると いうことでいかがでしょうか。

委員長

はい、分かりました。ちょっと私の方の理解が不十分でございました。 理念部会として、事務局でも色分けをしていただいている訳ですね。その 色分けをしているということは、早い話が4つの柱と委員さんがおっしゃ った、その柱についてご議論いただきたいということでございますので、 柱1、2、3、4でございますね。4段落、右手の方から左手の方に目を 移して、これでよろしいのですね。

第1段落「大分市民のふるさと大分市への想い」、第2段落「大分市の優れた点」、第3段落「ふるさと大分市を未来へとつなげていく」、第4段落「市民が条例を作るという決意」、これが基本的な柱になっていると。この柱は要らないとか、この柱を入れてくれとかいうことのご提言をいただきたい、という理念部会の話です。はい、どうぞ。

副委員長

そこに、1段落、2段落、4段落に拘っているのなら、ちょっと質問をさせていただきます。「大分市民のふるさと大分市への想い」と書いてい

るのは、大分市の置かれている環境的なところで分かりますけれど、大分市の優れた点或いは「ふるさと大分市を未来へとつなげていく」というところで、過去に拘っている部分についてはどういう意味ですか。この「豊後の国の国府が置かれた」という部分とか、「十六世紀に国際交流都市を築いた先人の偉業を誇りとし」とか、その部分は2つとも関係がありますよね。この部分について、何でここまで拘りを持って書くのかという部分です。

委員長

委員さん、どうぞ。

委員

実は前文を書き始めるにあたって、色々ディスカッションもしたし、それから委員さんそれぞれに案を作っていただいて集めて、それを取捨選択したりして練り上げてきた訳です。

しかし、やはり市民に訴えかけるという部分と、それから他ところの地域の人から「大分市っていいところなのだな」と思ってもらえる、そういうような何か大分市にとって大事な部分をしっかり謳い込みたいという気持ちがあった訳です。

ところが、やはり大分市民自体が「大分市には何もないからな」と言っていた、そういう過去がありまして、なかなかそういうものは上手く載せられないということで、大分考えたのですが。

しかし、やはり何か光るものを置きたいと思いまして、大分学の辻野先生にご相談したり、というようなこともあったのですけれど。やはり十六世紀の大分というのは実は凄かったのだと、そういう歴史の事実が浮かび上がってきまして、それを取り上げて、そこが大分の一つの大事な出発点かなというふうに思ったものですから、かなりここで十六世紀に光を当てたような書き方をしていますけれども。

しかし、十六世紀だけではないよと言われれば、それは確かにそうなのだけれども、それでは書いてみなと言われるとなかなか書けないという難しいところがありまして、そこら辺で知恵を絞って書いたのがこの文章なのです。もっとこの何倍も行数を使えればよいのですけれど、やはり簡潔に短く収めてということになりますと、これが私共としては精一杯だったかなというような気持ちがします。以上です。

委員長

ありがとうございました。副委員長、いかがですか。

副委員長

「豊後の国」とか「十六世紀の国際交流都市」という部分で、やはり辻野先生の部分が出たなと、そこかなという思いは持っていたのです。だけど、大分市、光を当てる部分で十六世紀に思いを馳せて、そこからそういう光の部分があるので、その光を当てたという部分は分かりますけれど、2段落、3段落と続けて書く必要があるのかなと。大分市の優れた点というところでそこを書いて、3段落では「ふるさと大分市を未来へとつなげていく」、先程私の言った「住みよいまちづくり」「支え合う市民、助け合う市民」という思いの中で、この自治基本条例を作っていっている訳なの

で、これから出るのかな、人権の問題とか色々ある訳でございますので、 そういった思いをこの文章の中に、やはり入れていく必要があるのではな かろうかなという思いがしております。

この文章、前文を読んでその部分が感じられるか、中学生でも理解できるという3項目がありますので、この文章を読んでそういう市民の思い、まちづくり自治基本条例を作っていく思いというものを理解していただける、察知していただける部分になってくるのかなと、もっと分かりやすい言葉でそういう大分市を未来へとつなげていく部分を書いていく必要があるのではないかなという思いがしております。委員長が言っていましたように、具体的に文章でということですので、そういった方向で考えてみたいなと思っています。

委員長

ありがとうございました。その他、ご意見をいただけませんでしょうか。 はい、どうぞ。

委員

それでは、部分的な話に少し入っていますので、私の方から少し気づいている点を申し上げます。今さっき言われましたけれども、市民が条例を作るという決意の分ですね。これは、よく皆さんからお話が出るのですけれど、結局ここで赤い部分になるのだと思うのです。「わたしたち大分市民は、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継いでいくことを誓い」ということの中で、それではどういう形の中でこの前文が条文に対して引っ張っていける部分にしていくか、という文言は少し入っていかないとと思います。

この分であれば、そこに市民が条例を作るということで、この最高規範の自治基本条例を制定するのだ、ということをここに謳っているのだけれども、結局は子どもや孫たちに引き継いでいく過程の中で、この大分市民として我々は何をしていきながら引き継いでいくのかな、ということを少し入れないと、と思います。

普通から言えば「豊かな自然環境」というのは当然のことだし、「平和で幸せな暮らしを引き継ぐ」というのは当然のことであって、この条文を制定するのであれば、この条文がそれに対してこういうことも起こってくるのですよ、こういう形の中で例えの話をしますと、協働のまちづくりのようなことをしながら進めていくことが、後々子どもや孫たちに新しい大分市ができていくのだよという形の中で、少しその辺をお願いですけれど、考えていただければありがたいなと思っております。以上です。

委員長

はい、ありがとうございました。委員さん。

委員

今、副委員長さん、委員さんの方から出たようなご意見に全体として、 私も賛同をするとろです。先程のご指摘の中で、歴史の部分が多いのでは ないかということでありますが、「豊後の国の国府が置かれた歴史と文化 の香りあふれるまち」と、確かにそのとおりでよろしいのでございますが、 その「歴史と文化」ということをそこで謳うのであれば、「十六世紀の国 際交流都市」に大分がそういうふうになったということを、そこの部分に くっ付けて一つのフレーズにしてはと思います。

というのは、「先人の偉業を誇りとし」、その後の「わたしたち一人ひとり」は書いている、そこの結び付きがどうもしっくりこないなあという感じがあるものですから、今のご意見を受け入れる形で「十六世紀」のフレーズを上に引っ付けて、「歴史と文化の香りあふれるまち」と、そういうふうな統一性を持たせればと思います。

そして、その後のところには、副委員長から出ているそういう部分の言葉を、今私はどういう言葉がよいのか、ここでは不用意な発言ができませんので、そうしたことで再度皆さん方の具体的な提案が、或いは理念部会の方でのご検討がいかがなものかなと、そういうふうな思いがしております。

#### 委員長

ありがとうございました。その他、ご意見をいただきましょうか。はい、 委員さん。

### 委員

市民意見交換会の時に市民から出た意見、色々な会場でも出たと思うのですけれど、この自治基本条例を何故作るのか、このことによって大分市がどう変わるのか、という意見が色々な会場で多分出たというふうに思っております。このことに的確に答えていくということが必要ではないかなと思っていますので、このことは是非議論していただきたいというふうに思っております。

それと、いわゆる先程から言います住民自治の進化、いわゆる地域デモクラシーの捉え方、それから地域内分権をどうするのか、というのが国が進めようとしている地方分権の流れ、そして大分市がこれから進めようとする方向、大分市が描こうとする像と言いますか、そういった姿をやはりこの前文の中には盛り込んでいただければ、一番分かりやすいのではないかというふうに思っていますので、これについて是非議論をしていただければというふうに思っています。

### 委員長

はい、ありがとうございました。その他ございませんでしょうか。はい、 どうぞ。

### 委員

前文を作るのはすごく大変な作業だと思いますけども、この中に是非私の思いつきで申し訳ないのですけれども、県都として、大分市は大分県の県庁ところ在都市でありますから、そういうものを盛り込んだ方が、バランスが取れるのかな、と漠然となのですけれども思っております。ご検討の程お願いします。

#### 委員長

はい、ありがとうございました。その他いかがでございましょうか。

#### 委員

この前文を書いていく途中で色々頭に浮かんだことを少しお話しますと、どこまで書いたらよいのか、懇切丁寧に詳細に書いた方がよいのか、

それとも非常に抽象的なことで市民に考えてもらうような形の提案の仕方がよいのかというようなこと、これも程度問題でありますけれども、そういう書き方の違いがあると思うのです。書き過ぎると私はよくないと思うのです。

これから市民にやってもらうことは、市民が自分でアイデアを出してやっていってもらう。それから、今まで組んだことのなかった人達が組んで色々なことをやり始める。そういう時に、あんまり固定観念ができてしまっては上手くいかない訳で、できるだけ市民活動が前へ前へと自分達の力で進むような書き方というのが必要なのではないか、というふうに内心思っていた訳です。

ですから、この部分というのはあまり詳細に行き届いた説明をするというのではなくて、やはり市民が自分の力でそういう道を探していく、というようなことを推奨するような書き方というのを考えるべきではないか、とそういう思いが一部にあったということを、少しご紹介させていただきたいと思います。

それと、あまり詳細に書き過ぎるということは、時代が変わるとそれが 直ぐ陳腐化してしまう訳です。陳腐化すると、また作り直さなければいけ ない。前文のところだけ書き直すというのは、簡単だと言われればそうか も知れません。そういうことをやはり変えていくというのは、進む道が振 れることになる訳ですから、あまり好ましいことではないかなと。そうい うところのバランスを考えてあまり懇切丁寧でなく、しかし理想は高くと いうようなことで考えていただいた方がよいのではないか、というふうに 思った次第です。以上です。

委員長

はい、ありがとうございました。私なりの理解ですけれど、理念部会の前文につきましては、この条例は何のために作るのでしょうかとか、その条例を作ったらどうなるのでしょうか、というようなことは根底に押さえておられながら、具体的に目的等々につきましては、条文の中でご紹介いたします、ということで第1条の目的、第3条の基本理念ですかね、それから基本原則ということを展開していけばよいと、その前の段階でもっと何もかも包含できるような我々が住んでいる大分市というのは歴史もあり、自然環境もあり素晴らしいところなのですと、それをさらにもっともっと住みやすいまちづくりをするということで、そのための最高のルールとして本条例を作りましたという宣言と言いますか、そういうところで具体的な展開については後の条文をというご理解ではなかったかと私は思うのです。

委員の皆様方のおっしゃっていることも、私もそういうご意見は当然あるだろうなというのは、そのような基本理念とか目的とかそういうことのエッセンスも少し前文に入れて、こんなことなのですよということを語っていただけないかと。

そのためには、歴史的なものが重複している部分を一つ上手いこと調整 していだたいて、ワンセットにしていただいて、空いた部分についてそん なことも語っていただけないかな、というようなことをご意見としておっ しゃっているのではないかな、と私なりに理解をさせてもらっているのです。

そこのところの決着をどこかで折り合いをつけないと、前文についての議論は終わらないかなと思うのです。その辺ではないかと思うのです。私は個人的には、どうしても仕事の関係で法律屋なものですから、理念とか目的とかポンポンと後ろにきたら、はいと言って読むという習慣ができているのですけれども、一般市民の方が、ここに書かれていますように中学生の皆さんが理解できるというようなことになった時には、もう少し長くなってもよいから前文には先程の各委員さんがご提言されたようなことも、入れた方がよいのではないのかなとこともあろうかと思うのです。

とにかく、理念部会としてはシャープに削ぎ落として、前文をすっきりしたものにするというご努力をなさってきたということは、委員さんから十分にご紹介いただいたところですが、いかがなものでございましょうか、今日ご提言いただいた部分につきまして大変恐縮ですけれど、理念部会の方でもう一度そういうことは叶いませんかね。

委員

委員さんから殆ど説明があったのですが、我々としては話す中で、どうせ全条文ができあがった段階でまた前文に戻ってくるだろうと、この会議の中でね、必ずその日が来るであろうということは、そうであるだろうというふうに話をしておりました。ただ条文そのものは近未来改正されていきます。その改正されることに前文が影響を受けてよいかどうかということを考えました。

つまり、今の段階で先進的にエッセンシャルなものだけを残しておかないと、将来条文のどこかをいじることによって、前文にも影響が出てくるようであれば、その時に前文を変えるということになれば条例全体の問題になりますから、むしろ我々としては条文に影響のない文章だけを削ぎ落として残していきたいという思いがありました。

「県都」という言葉も実は入れようとしました。入れようとしたのですが、今のように道州制だなんだという論議の中で、近未来もし県という枠がなくなった時に、「県都」という言葉がそのままそこに残っていてよいのか。だけど、「東九州の中心都市」ということは、未来に亘っては変らないだろう。だから「県都」の替わりに「東九州の中心都市」という表現に替えましょうという形で意見一致を見たところです。

ですから、我々何度も書きました。したがって、大体皆さんがおっしゃるようなことは我々の中でも意見が出ました。一番極論を言いますと、4つの段落のうちの一番下の部分だけでよいではないか、という意見も沢山実は出ました。3分の1の委員はそういう意見でした。

それから、先程委員から出た話なのですが、実はこれどちらも歴史でありながら、片方は主語が「大分市」です。片方は「わたしたち」です。これは「まちづくり」の歴史と「まち」の歴史が違うのだというところに着目をして、わざわざ分けて書きました。そういうところが、実は我々6人の中でも論議の中で首を傾げる中で何とか捻り出してきた文章だということだけは、是非ご理解をいただきたいと思います。

### 委員長

ありがとうございました。どうぞ。

## 委員

委員さんから、前文についての提案の文章が「資料4」に出されているのですが、「大分市の歴史、文化、産業、自然等について前文で触れ、それらを守り継承していく旨の規定をするべきではないと考える。」という趣旨の文章になっているのですが、先程の委員さんのご意見からいくと、今の前文には自然や歴史、文化を含めてかなり入っています。ですから、そこは外した方がよいというご意見なのか、ということを少しお伺いしておきたいのですが。

### 委員長

はい、委員さん。

### 委員

これまでの議論の中で、当然外すべきではないかというのが私の主張でありました。というのも、先程から言いますように、市民から信託を受けている我々が具体的な歴史や文化を謳っていくというのは、そしてまた「未来へ引き継いでいく」というような文言も、いわゆる前文としては、自治基本条例とすれば、最高規範の自治基本条例であればあまり必要ではない。憲法でも、そういうものは一切入っておりません。

大分市の最高規範としての憲法ということになれば、そういった文言ではなくて、住民が我々に対して信託をしている、そのことに対して市民にきちんとそのことを説明するような前文、先程言いましたように、やはり基本条例ということの中身を謳いあげた方がすっきりするのではないか、ということをこれまで訴えてきました。

ただし、今日の会議の中で色々なこれまでの委員の皆さんの意見もありますから、これは私だけが云々ということにはなりませんので、それはそれでまた協議をして、中身について足らない分はまた議論をしていけばよいのではないか、という視点で話をしたということであります。以上です。

### 委員長

よろしゅうございましょうか。はい。それでは、委員さんがおっしゃっていただいた部分ですね、非常に重要なポイントかと思います。前文と他の条文との相互関係でございますね。実は委員の皆様方は当然ご案内のことかと思いますが、具体的な条文については5年経過した後に見直すということが予定されております。最高規範ということで制定をさせていただいているところでございますが、その内容については絶対的なものではないということで、時代の変化等々を踏まえながら、もっとまちづくり自治基本条例にふさわしい内容にブラッシュアップしていくということが予定されているところでございます。

そうなりました時に、委員さんがおっしゃったような、前文にまで何か 訂正が及んでいくというのはいかがなものだろうかと、少なくともここだ けは余程のことがない限りは訂正がないような、変更がないような形でい きたい、というお考えのもとで文章を練ってこられたということでござい ます。その考え方でいきますと、論理的な展開からすると具体的な中身に ついてのエッセンスを紹介する、ということは少し避けた方がよいかなと いう結論に至るのではなかろうかなという気がします。

### 副委員長

具体的な中身についてのエッセンスを避けた方がよいというのは、どういうことですか。

### 委員長

そこに問題提起が出てきたような場合に、具体的な1条以下のことです。1条以下の話で出てきた時に、それのエッセンスを入れておいた時にはそこにも変更の余地がありはしないか、というところの恐れを一切無いようにして、前文ははっきり言って今後変わらないですよ、というぐらいの気持ちで作ったという気持ちではないでしょうか。

### 副委員長

作った気持ちの部分としては理解できるのですけれど、いわゆる前文というのはやはりもう一度皆で意見を出し合って検討していく、ということですので、それぞれの思い、もうこれでよいという人は文章を出さなくてよいでしょうし、この文章の中でやはりこういうものが要るという人は、その思いの中で文章をやはり付け加えて出して、それをもってまた検討すべきだというふうに考えます。

各逐条で5年毎の見直しの中で、色々変わったにしても前文がそれにつれて変るようなことはどうかっていう意見もありますけれど、私はそこには拘ることも必要かなという思いもあるし、拘らなくてもよいのではないかという思いもあるので、そこのところはよく分からない今の段階なのです。

そこまでコンクリートして前文を考えていくとなると、非常に難しくなるのでもっとざっくばらんに前文の検討をして、よりよいものを作っていくというスタンスの中で検討して、そしてコンクリートをする最終段階で、この前文が逐条項目の改正の中で影響を受けるかどうか、という部分を検討すべきではないかなというふうに感じております。

### 委員長

はい、ありがとうございました。それでは、かなり議論が出ましたので、 論点の1の でございますね、まとめさせていただきたいと思います。今 日の皆さん方のご意見を拝聴させていただきまして、理念部会の大変なご 努力も十分に理解できたところでございます。さらに、それを踏まえても っとよいものを前文として作ったらどうか、という委員の皆様方の熱い思 いも聴かせていただきました。

そういうことで、今日の段階では理念部会の方に大変申し訳ない、膨大な時間を使ってさらにということは大変恐縮なのですけれど、全体会議の委員の皆様のご意向としまして、出た意見を踏まえまして、私としては委員の皆様方から、今度は個別に具体的にこういうものでどうだろうか、というものを出していただくということでお願いしたいと思うのですけれど、それをさらに皆で議論するということではなくて、個別に理念部会にどうだろうかということで文章を出していただく、というような方法はいかがでしょうか。ない方はないで、はい、どうぞ。

## 委員

それはそれでよいのですけれど、冒頭私が申しました市民憲章、確か議会が市民憲章という言葉を使われたような記憶がしているのですけれど、大分市民の誓いということですから、それはそれでよいのですけれども。この中に一つの大分市が目指している都市像というのが「緑あふれる豊かな人間都市」、これを目指していますということで、今まで色々な会合でこの「緑あふれる豊かな人間都市」という言葉がずっと大分市の中で使われてきている。それが、今度最高規範となるまちづくり条例の中に全くこの言葉が入らないと、前文の中にも入ってこないということは、この「大分市民の誓い」というものはどこかに置き去るのかどうなのか、これはこれで今まで大分市民の基本的な考え方として、ずっと今日までつないできたものを踏襲していくのか、この「緑あふれる豊かな人間都市」というものを踏襲するのか終わらせるのか、そこのところの議論をきちんとしておいていただかないと、と思います。

私は今まで作っていた前文がよいとか悪いとか、そういうことを言っているのではないのです。それはもうこれで十分に中身について私は理解しているし、これでよいのかなと思っているのですけれど、この少なくとも「緑あふれる豊かな人間都市をめざしています」となっています。この言葉を抜きにして、このまちづくり基本条例が進むものなのかどうなのか、という私なりの疑念があったものですから、市民憲章との整合性を検討されたのでしょうか、と敢えて質問させていただいたのですが、そこのところを一つ委員長さん、詰めていただきたいと思うのですが。

### 委員長

分かりました。先程からペンディングになっている件ですね。今委員の皆さん方にA4の一枚紙が配られているかと思います。今日の段階で、正式には「大分市民の誓い」で委員さんよいのですか、市民憲章ではなくて。

## 事務局

委員長、よろしいでしょうか。

#### 委員長

はい、どうぞ。

### 事務局

「大分市民の誓い」というふうな形になっておりますが、これにつきましては大分市における市民憲章だというふうに、大分市としては捉えているところでございます。

#### 委員長

内容につきましては、今、ご一読いただければと思います。はい、それでですね、私個人としまして今日委員さんからよい問題提起をしていただいたと思います。というのは、前の市民意見交換会の時にはこういう問題の提起はなかったのですね。なかったのですけれど、先走るようですけれど、ほぼ固まった段階でまた私は個人的には従来の13箇所というのは膨大なエネルギーが要りますので、ポイントで最後の詰めとして市民の皆様方と意見交換会をやっていただいて、ほぼ大方のお墨付きをいただいて、同時にパブリックコメントもやらせていただいて、そして議会の方にご審議をいただくというような段取りを個人的には考えているのですけれど、

最後の詰めの段階でこういうものがぽっと出てきて、双方の関係をどう考えていると言われた時に、うろたえてどうしようもなくなるということを、今日確認できました。

でありますので、一つ少し時間を与えていただきまして、この「大分市民の誓い」というものが昭和58年7月14日制定でございますね、どういう経過でこういう別名「市民憲章」と、「憲章」というのは非常に趣きのある言葉ですよね、そういうものができあがってきたのか、ということを事務局と一緒に調べさせていただいて、次の検討委員会にこういうことですということをお諮りしたいと思うのですけれど、よろしいでしょうか。

そして、時間の節約の関係で、理念部会がその前に開催されるようなことも予想されますので、理念部会の方にはなるべく早く情報提供を事務局のご努力によってさせていただきたいと思いますが、それは少し情報の差が皆さんとできますけれど、よろしくお願いしたいと思います。はい、どうぞ、委員さん。

委員

市民憲章の件なのですけれど、「緑あふれる豊かな人間都市」というのは、総合計画の大分市の都市像なのですね。ですから、これは市長が変る度に都市像というのは変ってきます。ただし、これは制定したのは佐藤市長の時の市民憲章です。ですから、その時代、時代でそれはそれでよいと思うのですけれど、今言ったようにこのことが変ってきているかといったらそうではないので、ベースはベースでずっと引き継がれてきているというふうに思うのです。ただ、今、言ったように「緑あふれる豊かな人間都市」という言葉自体は都市像ですから、当然市長が交代すれば都市像も変ってくる、という考え方でよいのではないかと思っています。

ただし、市民憲章として制定されているのがこれになっているから、このことについては、自治基本条例の中で当然前文にもさっき出ておりましたように、当然反映されてくるのではないかというふうに思いますし、そういうものがベースになって自治基本条例ができているというふうに思うので、事務局は事務局で見解を出してもらえればそれでよいと思うのですけれど、私の個人の考えとしてはあまり拘っていくという必要もないのではないかというふうに思っています。

委員長

ありがとうございます。こういう市民憲章と言われるものがあって、そういうものをちゃんと一度議論してきたと、「そういうことを考慮しているのか」と言われた時に、「はい、してきました」ということを言えるように議論を尽くしたいと思うところでございます。はい、どうぞ。

委員

我々の方で議論した経過を少しお話しますと、実はこの「緑あふれる豊かな人間都市」という言葉そのものは、どうするかということの検討はいたしました。そして、形を変えて委員さんがおっしゃるとおりなのですが、精神としては、これは受け継ぐべきものであろうということを考えて「豊かな自然環境と平和で幸福な暮らし」という言い換えた形で、これを前文

の中に取り入れたような経過があります。

委員長 ということは、市民憲章は一度。

委員 その言葉は総合計画の中にあるものですから。

> その括弧付きの言葉について、ご議論をされたということですね、はい。 時代とともに色々な検証があり条例が変化するものでございますので、そ ういう過去のものを検証したということを我々としては共通の財産とし たいと思いますので、先程のような準備をさせていただきたいと思いま す。

それでは、今日のところの のところでございますが、委員さんの思い のおありの方々が前文を具体的に文章化して、理念部会にお示しをすると いうことでよろしいでしょうか。はい、委員さん。

委員 何時までですか。

はい、それをまた決めなければなりません。それで、少しその点につき ましては後の段取りもございますので、少しペンディングにさせていただ けますか。日程につきましては。

> それで、まず形としましては理念部会にお示しをさせていただいて、大 変ご足労ですけれど理念部会でご検討をいただくということをお願いで きますか。いかがでしょうか、委員さん、何かコメントをいただけますか。

委員 特にありません。

委員長 対応していただけますか。

委員 はい。

委員長 すみません、どうも。本当に申し訳ございませんけれど、よろしくお願 いいたします。

> さて、そうしましたら論点の1は終わりまして、論点の2でございます。 時間の関係で早速入らせていただきます。事務局からまたご説明をお願い します。

> はい、ただ今の論点2でご紹介がありました「資料3」の方になります、 「人権の尊重」についてという項目でございます。先程冒頭の説明でも触 れさせていただいたところなのですが、人権についての記述を盛り込むべ きという意見は、職員提案として出されたものでございます。担当部署の 職員からは特に「人権」という言葉、これを盛り込む形で検討して欲しい という意見も出されたところでございますが、これについては事務局にお いても様々なパターンの検討をいたしました。その経過を「資料3」の下

24

委員長

委員長

事務局

の方にも若干記述をしておりますが、幾つかの案を先日の部会代表者会議 にお諮りをした結果、市民の権利の中に謳い込むのが最もバランス的によ いのではないか、ということでこれを前提に全体会議にお諮りすることに ついてのご承認をいただきました。

また、部会代表者会議においては、表現的には「個人」という言葉を使うと、若干個人主義を連想させる側面もあるということで、それよりもむしろ「人として」とか、あるいは「人間として」というような表現を使う方が、より意図するところを的確に表現できるのではないか、というようなご意見もいただいたところでございます。これらの意見を踏まえまして事務局案を作成しておりますので、ご議論の方をお願いいたしたいと思います。

### 委員長

はい、事務局としてたたき台を作っていただきました。これは、「人権の尊重」につきましては、市の担当課の方からこういうことを配慮してくれないかと、「人権」に関する条文の表現をどこかに入れてくれないか、ということがございまして、それでこういう調整案ができたところでございます。いかがでございましょうか、赤字で示されたような第5条にこういう記述をしてはいかがか、というたたき台でございます。よろしくお願いいたします。

### 委員

僕はこの自治基本条例を作る時に、これ全体が「人権の尊重」だと思っておりました。それで、この話が出てきましたので、この第5条に入れるということもよいと思いますし、もう一つは前文の中の、先程の話が長くなって申し訳ないのですけれど、一言ですけれど、第4段落の中に「人として豊かな自然環境と平和と一人ひとりの人間を人として尊重する」という言葉を入れれば、僕はもうよいのではないかと、一つの案です、僕だけの案です。

### 委員長

ありがとうございました。委員さんの前文の中に入れるという方法もないだろうか、ということでございますね。はい、その他のご意見はございませんでしょうか。

まず、どこかで「人権尊重」の文言を入れるということについて、ご異論はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、そうしましたら方法としましては、具体的な条文の中に入れるというのが事務局のたたき台でございます。それから、委員さんのご意見は、前文に入れる方法もありはしないかと。そうすれば、具体的に第5条で記述しなくてもよいのではないでしょうか、というご提言でございます。それでは、今日の段階で二論出たということでまとめさせてもらってよろしいでしょうか。そして委員さん、具体的に前文の文章をお示しいただけますでしょうか。すみません、ありがとうございます。

それでは、論点の2は以上でまとめさせてもらってよろしいでしょうか。ご異論ございませんでしょうか、はい、ありがとうございます。

それでは、時間の方も下がってまいりましてので、3につきましては先

程委員さんからのご提案でございますが、前文につきましては今議論がなされました。1と3につきましては、大変申し訳ございませんけれども次回でご提言をさらにいただければと思うところでございますが、委員さん、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それで、後は4、5、6、7なのですけれど、これは早い話がワンセットになっているような論点でございまして、4は違います。名称でございます。

名称は違います。名称が今後の大きなポイントとして残ってまいっております。市民意見交換会やパブリックコメントでの意見ということを踏まえて、結果として名称について全体会で検討するというのが結論でございますので、今後の次回以降の議論ということで、今日のところは時間の関係で議論するという確認で終わらせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい、それでは今後の全体会で議論させていただくということを確認させていただきました。

それから、5、6、7失礼しました、ここがワンセットになっているところと、6も少し違いますか。6番を先にいきましょう。6番は、委員さんに以前から少しこの辺はという、「議会の基本的役割等」を「議会の基本的役割と責務」とするということを議会の委員さんでご議論をいただいて、そのご議論の結果を次回くらいにお持ちいただくとありがたいのですが、よろしいでしょうか。

委員

副委員長さんの方がよいと思います。

委員長

副委員長の方がよろしいですか、内部のことはよく分からないので、副 委員長、よろしいですか。

副委員長

はい。

委員長

はい、よろしくお願いいたします。すみません、失礼いたしました。申し訳ございません。あと、残りの5、7なのですが、5番はですね「市民への広報」ということで、市報の掲載、市民意見交換会、パブリックコメント、シンポジウムということが考えられるということで、「資料5」がございます。

これにつきましては、今日存分に意見を聴かせていただくということが、 できかねると思いますので、また後日全体会で意見をまとめさせていただ きますから、その時よろしくお願いしたいと思います。一読しておいてい ただいて、これが必要だ、これが抜けているとかですね、ということをご 指示いただきたいと思います。

それから、7番ですが、今後のスケジュール、これは資料がございませんが、部会長会議のたたき台としまして、スケジュール的には平成23年度中の制定を目指すということが一つです。

それと、これは先程から少し私が申し上げているのですが、条例全体に 係る逐条解説の作成が必要だと。それを作成していくためには、時間的な ことを考えますと、 の関係でいきますと、事務局の方で作成をスタートしていただくということで、そのスタートしていただいたことが最終的な条例案をここで確定する時に、逐条解説も同時に完成したい。それとの両者の間の整合性が取れるようになっていると、逐条解説もよろしいということのお墨付きをこの全体会でいただきたいと思っている訳でございます。

そのための一つの指針として、一つの目標として、我々はそちらの方向に向かっていこうということの一番重要な点は、平成23年度中の制定を目指すということでございます。この点は、いかがでございましょうか。何か目標設定がないと、やはリエンドレスになってしまって、最終的には疲れ果てるということにもなり兼ねませんので、エネルギーの続くところで最終的な成案を見るというのが一番よろしいかと思います。現在の段階では23年度中の制定を目指すということで、いかがでしょうか。特にご異論はないでしょうか。無ければ、そういう目標設定の下に。はい、どうぞ。

### 委員

私は23年度中ということについて決して反対ではないのですが、23年度中の制定を目指すのであれば、例えば8月位までにはこの辺のものまで作り上げなければならないとか、10月位までにはこの段階までと、そういうある程度計画を立てていないと、ただ終わりだけを括ってもどうも前に進まないような気がするのです。

素案は10月までに決めようとか、10月中にまた素案を練って修正すべきものは10月中に修正してとか、そういうことをしないと、ただ23年度といっても、要は3月31日までに作ればということになるのでしょうから、であるのならば、終わりを決めるのであれば、それを基にした計画を少し出した方がよいのではないかと思います。

それによって、こういう会議の回数も場合によっては増やさないとならないこともあるでしょうし、私はそう思うのですけれども。決して反対ではないのですよ、23年度中というのは。

### 委員長

十分に理解させていただいています。23年度中ということの前提で、次回にタイムスケジュールを皆様方にお示ししたいと思います。今日は非常に漠然とした問い掛けでございまして大変失礼いたしました。しっかりしたタイムスケジュールを作っていきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、今日私共が予定しておりました内容につきましては全部ご議論をいただいたところでございます。大変恐縮ですが、次回に回すことになった部分はございますけれど、お許しいただきたいと思います。

それでは、事務局の方にバトンタッチする前にもう一つあったですね、 理念部会の方に意見具申をする締切りですね、事務局で具体的な日程をお 示しいただくとありがたいのですけれど。

#### 事務局

委員の皆様におかれましては、概ね一週間程度でお考えいただけます

と、次の部会の開催等も考えやすくなりますので、来週一杯、6月17日ですね、この日までにお願いできればと考えております。

## 委員長

よろしいでしょうか、少し一週間後ということで厳しいかもしれませんけれど、部会開催の関係もございますので、是非ともご協力をたまわりたいと思います。それで、事務局の方から最後に今後のスケジュール調整についてということでバトンタッチをします。

## 事務局

すみません、若干後戻りするようなところがあって申し訳ございません。「自治」と「まちづくり」につきまして、「目的」、「基本理念」、「基本原則」は、この場においてお認めいただいたという形になっております。その中で1点ですね、「まちづくり」につきまして、逐条解説で定義付けを行うかどうかという、そこのご判断をこの全体会の中でまだいただいていないようにあります。実は理念部会の方でご議論をいただいておりまして、ここにつきましては全体会でご判断いただいた上で、理念部会で再度検討する必要があるのではないかというふうなご意見もいただいたところでございますので、大変申し訳ございませんけれども、この場で定義付けを行うべきかどうかというふうな方向性のご判断だけをいただければと考えております。

そして、もう一点、「人権の尊重」でございますけれども、委員さんの方から前文のところに入れるというふうな考え方もある、というふうなご指摘をいただきました。ここの原案のとおり「すべて人、若しくは個人、若しくは人間として尊重され」という選択肢も当然あると、前文のところに入れられるかどうかという議論、整理をした上で両方入れるか、若しくは一つに絞り込むかというご判断を、改めて全体会の方でいただくというような解釈でよろしいでしょうか。委員長にご確認をしていただければと思います。

#### 委員長

後者の方からいきましょうかね、後者の方はよろしいですか、今のような事務局のまとめで、よろしいですね、はい。

それから、前者の方ですが、「まちづくり」の定義を逐条解説等で行う かどうかということでございますが。

### 事務局

委員長、すみません。ここでは、逐条解説も含めてここの条文の中に定義付けをするかどうか、というふうな意味合いも含まれておりますので、逐条解説のところでは当然深く説明をさせていただきますけれど、条文の中に定義付けという形で入れ込むのがよいのかどうかということも含めて、皆さんのご意見を聴かせていただければと思っております。

### 委員長

はい、分かりました。「まちづくり」ということを条文の中に定義付けるかどうかですね。それは、もししないとしても逐条解説では必要になってくるかと思うのですが、ポイントは条文の中で「まちづくり」という共通的な理解を得て定義付けるかどうかということですが、いかがでござい

ますか。

## 副委員長

まちづくり自治基本条例という名称、今は仮称ですけれど、その部分からいったら「まちづくり」ということの定義付けは要るのかなという思いがしております。

### 委員長

はい、ありがとうございます。他にご意見はないでしょうか。理念部会で何かご意見はないですか。はい、委員さん。

#### 委員

我々は全体会でせよと言われたことを粛々とやっていく立場としての 理念部会ですので、この全体会で決められて「まちづくり」を条文に入れ るということであれば、入れる方向で検討させていただきますし、事務局 が言ったように逐条解説だけで足りるということであれば、それはまた逐 条解説の案を作る時にその作業をさせていただきたいと思います。

#### 委員長

ありがとうございます。作業の手順から言ってですね、司会者の不手際ですみません。今日、結論を出しておくべきことだったのでございます。 少し時間は下がりますけれども、是非今日ご意見を賜りたいと思います。 よろしくお願いします。

今、副委員長から定義をする方がベターではないか、というご発言をいただいておるのですが、逐条解説でよいのではないのかというご意見もございましょうか。はい、どうぞ。委員さん。

### 委員

「まちづくり」という言葉は一般的によく使われている言葉でして、 様々な意味で使われているのですね。それをできるのかなということで す。この条例の定義付けで、この範囲ですよということをきっちりできる かどうかいうのは、かなり難しいのではないのかなと。

だから、私は逐条解説ぐらいで、この本条例で取り扱われる「まちづくり」というのはこういう意味でということを大まかに書くと。厳密な定義付けというのが非常に難しいなというふうに思いますので、逐条解説でよいのではないかと思います。

### 副委員長

今、委員さんの言われた部分については、私も思いはあるのです。難しいだろうと思っています。思っていますけれど、まちづくり自治基本条例というところからしたら要るのかなという思いもあって、先程の発言があるのですけれど。一応、事務局として、どういう定義付けができるか文案ができればそれを出していただいて、たたき台として見て、逐条解説にいくのか、定義付けにいくのかという判断をこの場でしたらよいのではないかと思いますが、どうでしょうか。

### 委員長

はい、それでは事務局の対応を聴かせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### 事務局

実は、理念部会の方でも両論が出されました。私共としても、どういう 形で整理すべきなのかということで色々検討しておりますけれども、たた きとなるものを、今、ご発言がありましたように準備をさせていただいて、 若干言葉のニュアンスが違うとかいうご指摘もいただけるようであれば、 それを受けて最終的にどうするのか、というご判断をこの全体会でいただ ければと思います。そういうことでいかがでしょうか。

### 委員長

ありがとうございました。はい、委員さん。

#### 委員

条例案に関わる部分であれば、それは当然それぞれに任された部会でその条例案について審議をするべきであって、たたき台をまず作らせて、それがよいか悪いかという判断をするような、我々はそういう会では今までなかったはずです。たたき台を作るのも我々自身であったはずです。それなのに、何故今の「まちづくり」についてだけは、事務局に投げてしまうのか。

我々は先程説明の中でありましたように、「まちづくり」という言葉について定義するかしないかは論議いたしました。そして、意見が分かれたままでおります。ただし、これをするかしないか我々の方から言ってしまえば、お前ら仕事をしたくないから言っているのだろうみたいな話になるかもしれないということで、先程全体会での判断に任せますと言いましたが、全体の流れとしては、先程委員がお話になりました。説明し過ぎないことが必要だという観点に立って、実は我々は我々なりの結論を出しておりますけれども、まず全員の意見が一致したというところではないものですから、事務局にああいう形で提案をしてもらっただけのことであって、中身について論議をするということであれば、当然ながら我々がしなければいけない役割だと考えています。

### 委員長

はい、ありがとうございました。座長としましてまとめさせていただきます。筋論としては、委員がおっしゃったとおりではないかと私は思います。でございますので、大変ご足労でございますが、理念部会の方でまず「まちづくり」の定義を具体的な条文の中で入れ込むかどうか、内容的にどうするかということの作業をやっていただければありがたいと思うのですが、よろしいでしょうか。そして、皆様方にお諮りします。そういう段取りでよろしいでしょうか。

#### 全委員

はい。

### 委員長

はい、ありがとうございます。では、そういうことでまとめさせていた だきたいと思います。ありがとうございました。では、もう一度バトンタ ッチをいたします。

#### 事務局

それでは、事務局から連絡事項がございます。お手元に別紙「開催日程 調整表」というのがございます。次回を7月19日から8月5日までの間

	に日程の調整をさせていただきたいと考えております。ご都合の悪い日に
	バツ印を付けて、できれば本日のお帰りの際に提出をしていただきたいと
	思います。本日提出できない方につきましては、電話連絡でもファックス
	でも結構ですので、事務局の方まで連絡をお願いいたします。
委員長	けい 十本時間がてがいまして中し知ちいませんでした。 じるもでねも
安貝技	はい、大変時間が下がりまして申し訳ありませんでした。どうもご協力
	いただきましてありがとうございました。